

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
“鋭く”“大胆に”“細やかに”「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
 わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ
 常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



ばねの東郷

株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地
 電話(0561)38-1111(大代表)

営業所 大阪・広島・関東
 ISO14001認証取得
 ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。
 (※原則、労働基準協会会員会社で名古屋市近郊の事業場)

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育
- ・低圧電気取扱者特別教育
(開閉器の操作業務のみ)
- ・化学物質管理者講習(1日) 他

上記以外もぜひご相談ください。



名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行
 発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会
 電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586
 (印刷所：(株)鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)

令和7年2月1日発行(毎月一日一回発行)
 通巻717号

名古屋東労働基準広報

No.717

2025年2月号



函館 五稜郭 撮影 古東十朗氏

目次	CONTENTS
各種講習会のご案内	はい、こちらは企業の労働 110 番です
名東署管内災害発生状況 (令和 6 年発生分)	令和 6 年愛知の死亡災害発生状況 (速報版)
死亡災害速報	2 月は化学物質管理強調月間です
愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和 5 年発生分)	フリーランスに業務委託をする企業の皆様へ
新年安全祈願祭を開催しました	ハローワークからのお知らせ
監督署長のつぶやき	事務所移転のお知らせ (3/1)



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤紫外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車



胸部検診車、胃部検診車、
乳がん(マンモグラフィー搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車

MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



和合セントラルクリニック

愛知郡東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知郡東郷町大字春木
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラル クリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL (052) 587-0311



国際セントラル クリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL (052) 561-0633



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設
医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

http://www.central-cl.or.jp / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登載 (23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎052-602-4747

FAX 052-602-6821

名古屋東労働基準協会 主催・受付

・【名古屋東労働基準協会】のホームページからお申し込み願います。

	講習会名 ・ 開催月	2024年度			2025年度									受講料	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	会員	非会員
特別教育等	安全衛生推進者養成講習会*		17・18		14・15		9・10		○		○		○	14,850	
	衛生推進者養成講習会*			3						10				9,570	
	化学物質管理者講習(1日)					12						○		15,000	17,000
	保護具着用管理責任者		19			9				○				15,000	18,500
	安全管理者選任時研修	15・16			16・17			16・17		○		○		17,800	19,800
	職長等の教育(製造業等)*			4・5		13・14	16・17	22・23		○			○	14,700	18,800
	職長・安全衛生責任者教育(建設業)*		12・13			26・27	○	○			○			15,500	19,800
	雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育				10									7,020	8,860
	雇入れ時安全衛生教育*										9			7,300	9,500
	自由研削といし特別教育				21			17				○		9,260	11,610
	動力プレス特別教育	21・23	18・20					8・10			14・15			12,120	15,380
	・ 低圧電気取扱者特別教育(1日・実技あり)			13		20	17			○			○	8,350	10,490
	低圧電気取扱者特別教育(2日・実技あり)					13・14		2・3			21・22			19,800	22,000
	高圧・特別高圧電気特別教育(2日・学科のみ)											○		14,250	18,330
	アーク溶接特別教育			4・5・7			3・4・6							16,800	19,800
	足場組立て等特別教育*	24			3			9			○			7,100	9,000
	フルハーネス型特別教育*	10		19	22	15		10		○		○		9,500	11,500
	酸素欠乏等危険作業特別教育							1					8	8,400	10,500
	ダイオキシン類特別教育							16						7,330	9,160
	粉じん作業特別教育*		14						7			5		7,300	9,200
	携帯用丸のこ盤従事者安全教育*		7					11						7,300	8,900
	振動工具取扱作業安全衛生教育*										○			7,300	8,900
	フォークリフト従事者安全衛生教育*							2			2		4	7,700	9,700
	職長・安全衛生責任者能力向上教育*							18						8,100	10,100
	衛生管理者受験準備勉強会(1種)					15・16			○				○	17,820	22,000
	衛生管理者受験準備勉強会(2種)					15			○				○	11,610	14,660
説明会等	全国安全週間説明会						4・5							用品代2,000	
	全国労働衛生週間説明会									○				用品代2,000	
	労務管理研修会											○		無料	
	労災保険実務研修会		4											無料	

※講習会等は状況に応じて日程変更等あります。

*主催：(一社)名古屋南労働基準協会
受付：名古屋東労働基準協会

2025年4月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講 習 会 名	月	学科開催日	実技開催日	学 科 会 場	実 技 会 場	会 費	申込
フォークリフト運転(31H)	4 月	7	8・9・10	ポーラ名古屋ビル	N S B 東海(車×)	32,650円	まずは名古屋東労働基準協会へお電話（052―882―3909）下さい。
			11・14・15	ポーラ名古屋ビル	N S B 東海(車×)		
			8・9・11	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
			13・20・27	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F小牧		
		15	16・17・18	ポーラ名古屋ビル	N S B 東海(車×)		
			21・22・23	ポーラ名古屋ビル	N S B 東海(車×)		
			16・17・18	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
ガス溶接技能		7	12	ポーラ名古屋ビル	トヨタグローバル	13,780円	
酸素欠乏・硫化水素 作 業 主 任 者		8・9	10	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル	17,910円	
			11	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
		14・15	16	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
			17	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
		22・23	24	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
			25	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル		
有機溶剤作業主任者	2・3		ポーラ名古屋ビル		13,780円		
	17・18		ポーラ名古屋ビル				
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	8・9		ポーラ名古屋ビル		13,780円		
	23・24		ポーラ名古屋ビル				
プレス作業主任者	7・8		ポーラ名古屋ビル		13,340円		
乾燥設備作業主任者	21・22		ポーラ名古屋ビル		13,450円		
はい作業主任者	3・4		ポーラ名古屋ビル		12,895円		
石綿作業主任者	2・3		ポーラ名古屋ビル		13,280円		
鉛作業主任者	9・10		ポーラ名古屋ビル		13,170円		
一般建築物 石綿含有建材調査者	21・22		ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル	会 員 40,000円 非会員 45,280円		

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和6年発生分）

令和6年12月末日現在

業 種				業 種			
業 種	12月末日 現 在	累 計	前年同期	業 種	12月末日 現 在	累 計	前年同期
製 造 業	8	(1) 85	(1) 96	建 設 業	7	(2) 75	77
食 料 品	1	13	16	運 輸 交 通 業	4	52	50
織 維		1	1	陸 上 貨 物 業		7	6
木 材 ・ 木 製 品		3		商 業	11	(2) 135	158
製 紙 ・ 印 刷		(1) 2	5	金 融 ・ 広 告 業	1	54	35
化 学		8	11	保 健 衛 生 業	14	158	295
窯業・土石製品		3	1	接 客 娛 楽 業	5	73	66
鉄鋼・非鉄金属	1	6	(1) 2	清 掃 業	8	49	(1) 48
金 属 製 品	3	17	25	そ の 他 の 事 業	11	78	92
一 般 機 械	1	8	8				
電 気 機 械		2	3				
輸 送 用 機 械	2	11	11	合 計	69	(5) 766	(2) 923
そ の 他 の 製 造		11	13	(注1) 休業4日以上 ^の 死傷病報告受理件数を表す。 (注2) 死亡者数は（ ）内に外数で表わす。(最新把握件数)			

死 亡 災 害 速 報（12月）

愛知労働局

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.12.7. 2024 0:00	交 通 事 故（ 道 路 ） 乗 用 車、 バ ス、 バ イ ク	トラックと乗用車が交差点で出会い頭に衝突した際に、乗用車が左側の燃料タンクと後輪の間部分に追突したため、その衝撃でトラックの運転席側がガードレール上に横転したもの。
事業場 規 模	50～99名以下	業 種 道路貨物運送業 50代 貨物自動車運転者 経 験 0年

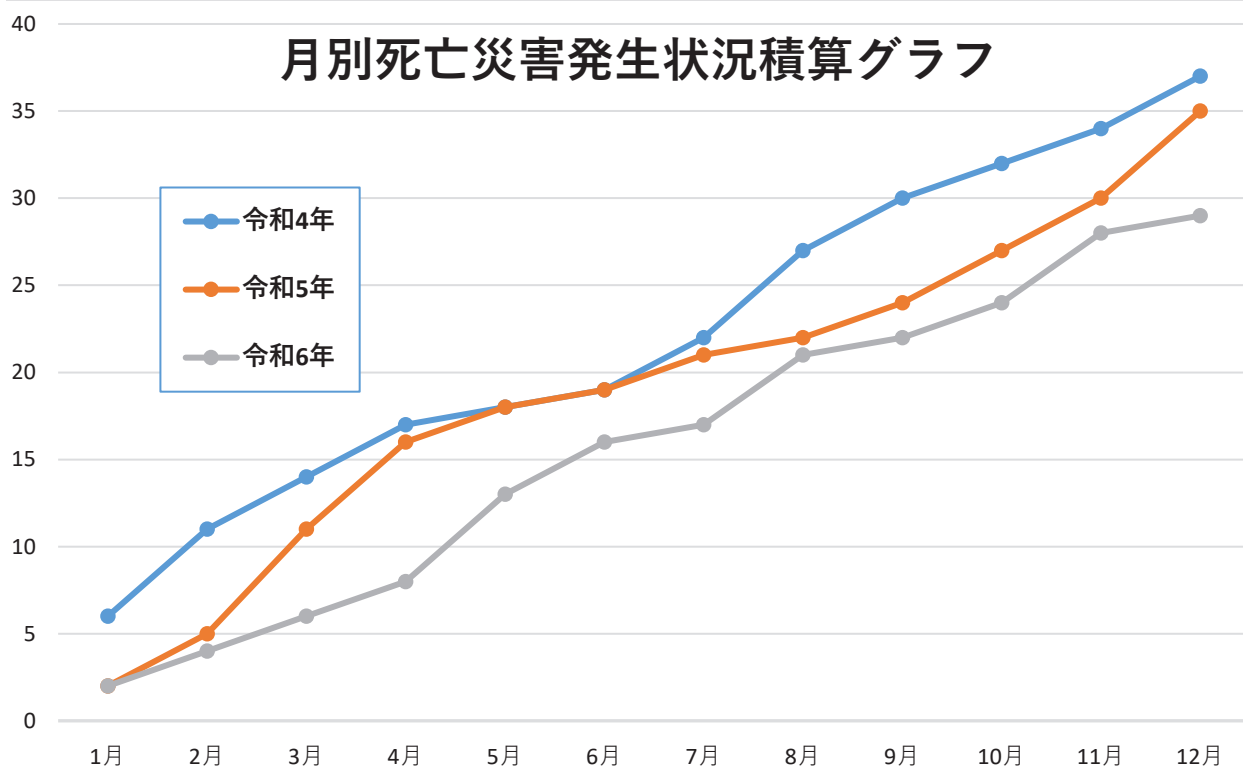
愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和7年1月6日現在の速報値)

令和6年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和6年(速報値)	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製造業	製造業		6 (1)	8	8
	食料品製造業				
	化学工業				
	鉄鋼・非鉄金属			3	3
	金属製品		1		
	一般・電気・輸送用		2 (1)		
	その他		3	5	5
建設業	建設業		7 (2)	5 (1)	6 (1)
	土木工事業				
	建築工事業		5 (1)	5 (1)	6 (1)
	その他		2 (1)		
陸上貨物輸送事業			3 (1)	8 (2)	10 (3)
商業	商業		8 (6)	4 (2)	4 (2)
	卸売業		1	2	2
	小売業		6 (5)	2 (2)	2 (2)
	その他		1 (1)		
清掃・と畜業			2	4	4
上記以外の事業			3 (1)	2 (1)	3 (1)
合計			29 (11)	31 (6)	35 (7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



新年安全祈願祭を開催しました

名古屋東労働基準協会
総務部会

新年安全祈願祭を1月17日に熱田神宮にて開催いたしました。

過去4年は感染症対策でご案内先を絞った代表参拝でしたが、今回は新型コロナ前と同じく役員会員の皆様に案内しての開催とし、御来賓の名古屋東労働基準監督署幹部の皆様と合わせ総勢45名での参拝となりました。

神楽殿のご神楽奉納に続いて本宮拝殿の御垣内にて参拝を行いました。その後神宮会館に場所を移し、森井会長（東邦ガス）、山本署長から年頭のご挨拶を頂戴いたしました。

ご参加いただいた皆様、ご多忙の中ありがとうございました。

今年も会員の皆様にご多幸でありますよう心からお祈り申し上げます



新年ご挨拶（神宮会館）



森井会長



山本署長

名古屋東労働基準監督署長

山 本 祥 喜

「北欧4か国」

セントレアは今月に開港20周年を迎えます。欧州直行便は現在、フィンランド航空のみで、ロシア上空を迂回するため片道20時間近くかかるようです。ビジネス等で利用した方はご存じですが、ウクライナ紛争前はジェット気流と呼ばれる偏西風の影響により、帰りは行きよりも2時間近く短い飛行時間で到着します。

海外へ出掛ける際は様々な理由により、できるかぎり渡航先の航空会社を利用しており、北欧はフィンランド航空で入国し、フィンランド・デンマーク・ノルウェー・スウェーデン4か国の首都を中心に周りました。ノーベル賞の授賞式は毎年ストックホルムとオスロで行われ、幸福度ランキングで北欧は上位を占めており、男女共同参画社会に関する国民の意識が高いともいわれています。IKEAやH&M、レゴなど世界的な企業も多く、冬季オリンピックは毎回、大きな実績を残している国々です。

フィンランドは森と湖の国で、ムーミンやサンタクロース村、サウナが有名ですが、首都ヘルシンキはヨーロッパ中心部のように洗練された綺麗な街並みでした。

デンマークの首都コペンハーゲンには陶器が有名ですが、アンデルセン生誕の地でもあります。港町を散歩すると様々な銅像や子供向け遊園地（チボリ公園）などがあります。シンガポールのマーライオン像は大きくなりましたが、海岸にある人魚姫の像は、田沢湖にある辰子姫像より小さく、ベルギーの小便小僧と並んで世界？名所の1つでもあります。

ノルウェーでは、氷河による浸食作用で形成された峡湾（フィヨルド）や首都オスロからバルト海を眺めるクルーズに参加しました。フィヨルドがもたらす美しい景観は、当時独身だった私には贅沢な眺めで、新婚旅行などにお勧めの観光地です。

スウェーデンは首都ストックホルムにある宮殿や広場などを散策しました。実は愛知労働局のOB1名が何度か渡航しており、労働時間短縮のほか社会福祉や子育て支援など日本に学ぶべき点が多い国だったと聞いています。

土地柄かツアーで参加したからか、食事はサーモンなど魚介を主としたバイキング料理が多く、また、私が渡航した時期は夏だったため白夜であり、夜10時になっても夕方のような情景で妙な気分だったのを覚えています。オーロラは北欧で最も有名な天体ショーで、冬に北極圏付近で観賞できるようですが、人工に造られたものでなく自然現象による芸術作品という意味から非常に興味があり、一度は本物を眺めてみたいと思っています。

「はい、こちら企業の労働110番です」。

事業継承による会社組織変動時の 労働関係問題への対応

ふく田社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会 労働保険・社会保険コンサルタント
社会保険労務士 福田 博司



「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は労働保険を当協会事務組合に、社会保険を関連法人の愛知労務管理コンサルティングに委託している電気工事会社（従業員30名）の総務課長さんでした。

「弊社が、昨年ある後継者不足の企業から打診を受け、その会社の介護事業部門を『事業譲渡』により、当社で運営することになりました。本年4月には、譲渡契約を結び、新規事業として10月から運営していくことになったのですが、契約を結ぶ際にその事業所で働く従業員の方たちの労働契約等の対応をどうすれば良いか、またどう運営していくべきなのか、一度相談に乗ってほしい」といった内容でした。

昨今、企業の後継者不足は顕著な状況で、事業継承に関する情報番組も多くみられます。そして『中小企業の経営者の高齢化が進んでおり、経営者年齢のピークはこの20年間で、50代から60～70代へと大きく上昇しており、経営者年齢は、平均60.5歳となっています』（※1）。また、後継者不在の状況は深刻になってきており、近年増加傾向の中小企業の廃業の要因の一つと考えられています。廃業の増加に伴い、貴重な雇用や技術への影響が懸念されています。そんな中で、事業継承（親族内継承・従業員継承）による世代交代やM&A（社外への引継ぎ：企業の合併・買収・提携）による事業規模拡大の流れは、企業の維持・成長に効果的であり、中小企業の再生・活力維持・将来の発展のために事業継承は不可欠です。相談者の会社における新規事業への参入手段『事業譲渡』もM&Aの手法の一つ（買収）です。『事業譲渡』とは、会社が有している事業の全部または一部を他の会社（第三者）へ譲渡する手法で、不動産や設備などの営業財産の譲渡に加え、それに必要な労働者や取引関係を含めた事業総体を譲渡することです。譲受企業にとっては、譲渡される事業内容や対象を細かく選べます。M&Aの別の手法として「合併」がありますが、合併は2つ以上の会社を1つの法人格に統合する手法で、合併によって、権利義務関係は存続会社あるいは新設された会社に全て（労働契約等含む）承継されます（内包承継）。

一方、事業譲渡は特定承継のため、労働契約の継承には、譲受会社と譲渡会社との間で労働契約を承継する旨の合意、さらには承継される労働者の個別の同意（承諾）が必要になります。

譲渡される事業部門に在籍する労働者の雇用及びそれに伴う労働条件の取扱いには、労働者自身の意思を尊重し、労働契約のスムーズな承継や労働者保護を図ることを目的とした「事業譲渡等指針（厚生労働省）」（※2）により、以下の内容が規定されています。

(1)労働組合等との事前協議

譲渡会社は、労働者の理解と協力を得るために事前に、▽事業譲渡の背景や理由、▽譲渡会社と譲受会社の「債務履行の見込」、▽承継される労働者の範囲等について説明・協議する。

(2)労働者との事前協議

事業譲渡に関する全体の状況及び承継予定労働者が勤務する譲受会社等の概要及び労働条件の説明そして転籍についての承諾を求める。

(3)承継予定者から承諾

譲渡会社は、承継予定労働者から本心に基づき労働契約の承継を得る。以上のことから、譲渡される事業部門に在籍する労働者の雇用及びそれに伴う労働条件の取扱いについての実務的な要件は以下の4点になります。

①労働者の雇用

譲渡部門に在籍する労働者の内希望する者すべて譲受会社が引継ぐのか、人数制限した場合 譲受会社に受け入れられなかった労働者について譲渡会社内の他部門への配置転換により雇用が維持されるのか。

②賃金

イ、譲渡会社における制度をそのまま適用

ロ、一定期間譲渡会社の制度を適用後譲受会社の制度へ移行する。

ハ、譲受会社における制度を適用する。

③退職金

イ、譲渡会社における制度をそのまま適用

ロ、譲渡会社でいったん精算後、譲受会社の制度を適用（譲渡会社の退職金支給額・勤務年数を考慮）

ハ、譲渡会社でいったん精算後、譲受会社の制度を勤続年数ゼロから適用する。

④有給休暇の扱い

イ、労働条件がそのまま引き継がれるわけではないので、有給休暇の残日数も承継されず、リセットとなるものが基本。ただ十分協議することが必要。

その他、雇用保険の取扱いでは労働者の不利益を防止するため十分注意が必要となります。

以上、『事業譲渡』について上述の内容を総務課長さんにご説明したところ、契約までの時間にさまざまな内容をもう一度確認し、先方と細かく詰めます、とのお返事をいただきました。

※1：厚生労働省『中小企業白書2024』

※2：平成28年厚生労働省令告示第318号

令和6年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局安全課

1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和6年は、令和7年1月15日現在、死亡者数は29人となり、前年と比較して6人の減少となった。

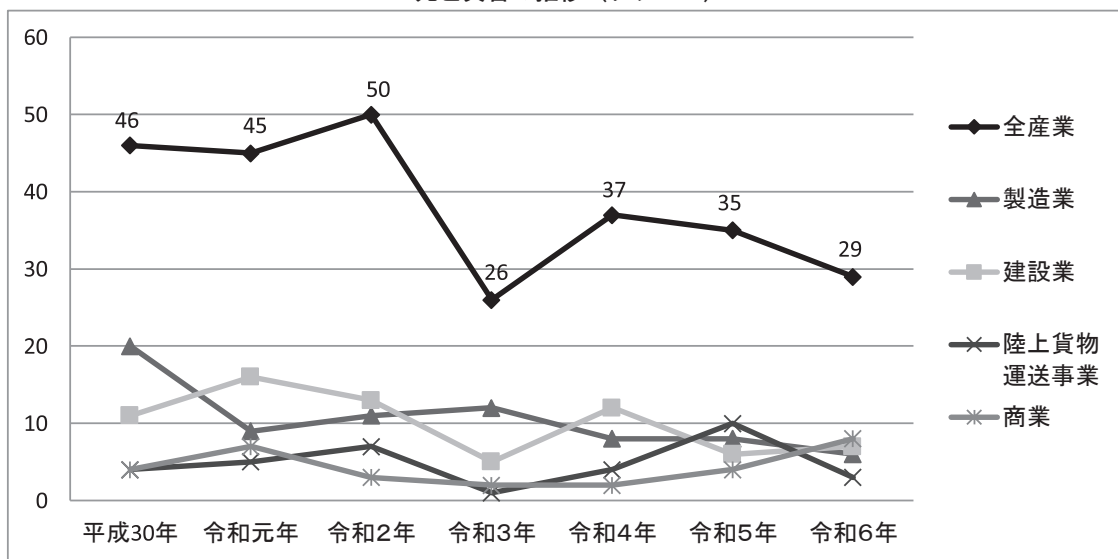
業種別分類でみると、製造業及び陸上貨物運送事業で死亡者数は減少、建設業及び商業で死亡者数が増加した。特に陸上貨物運送事業においては、前年と比較し10人から3人と大幅に減少し、商業においては、前年と比較し4人から8人と大幅に増加した。

（表1）

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死亡災害							
全産業	46	45	50	26	37	35	29
製造業	20	9	11	12	8	8	6
建設業	10	16	13	5	12	6	7
陸上貨物運送事業	4	5	7	1	6	10	3
商業	4	7	3	2	2	4	8

（令和6年は、令和7年1月15日現在速報値で未確定、平成30～令和5年は確定値）

死亡災害の推移（グラフ1）

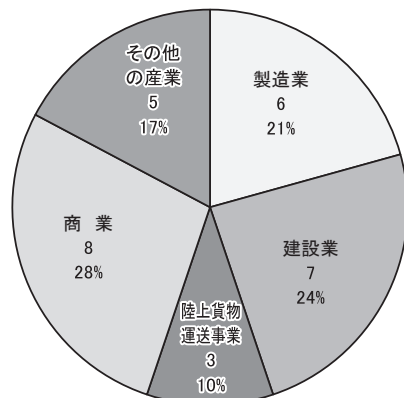


2 業種別死亡災害発生状況

～陸上貨物運送事業で大幅減、商業で大幅増～

	令和6年 (速報値)	令和5年 (確定値)
製造業	6	8
建設業	7	6
陸上貨物運送事業	3	10
商業	8	4
その他の産業	5	7
合計	29	35

令和6年 業種別死亡災害発生状況（表2）



令和6年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり商業が8人と最も多く、次いで建設業（7人）、製造業（6人）の順で発生している。商業、建設業、製造業の3業種で全体の73%を占めている。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、交通事故（道路）で76%を占めている～

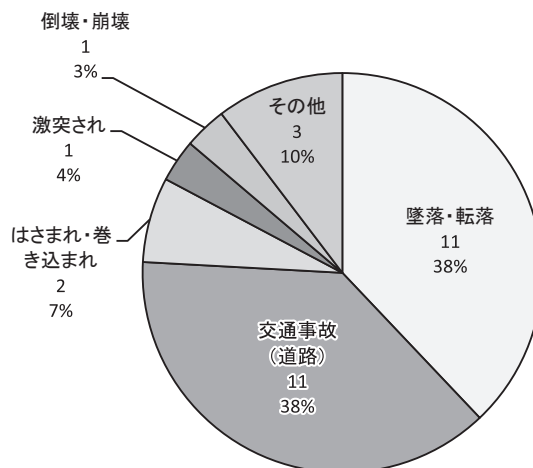
	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商 業
墜 落 ・ 転 落	11	1	5	2	2
交 通 事 故（道 路）	11	1	2	1	6
飛 来 ・ 落 下					
は さ ま れ・巻 き 込 ま れ	2	2			
激 突 さ れ	1				
倒 壊 ・ 崩 壊	1	1			
有 害 物 等 と の 接 触					
そ の 他	3	1			
合 計	29	6	7	3	8

令和6年 事故の型別死亡災害発生状況（表3）

事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、墜落・転落及び交通事故（道路）が最も多く38%を占め、次いではさまれ・巻き込まれで7%となっている。墜落・転落及び交通事故（道路）の事故の型で全体の76%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和6年は10人から2人と大幅に減少した。

建設業では、従前どおり墜落・転落が多く発生する傾向がみられ、2人から5人と増加した。



令和6年 事故の型別死亡災害発生状況（グラフ3）

商業では、8人に増加しており、平成30年以降最も多く発生している。うち6人は出張作業中の交通事故で死亡している。

陸上貨物運送事業は昨年と比べ、全体の件数自体は減少しているが、墜落・転落災害については、1人から2人に増加している。

4 年齢別死亡災害発生状況

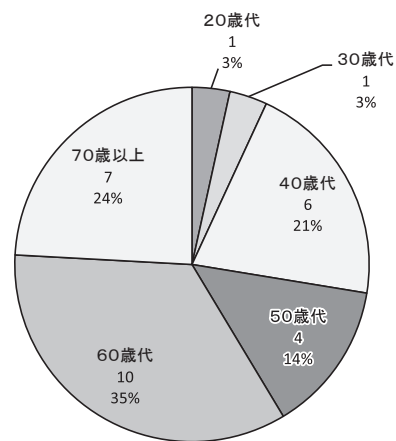
～60歳代が最多の35%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商 業
19歳未満					
20歳代	1				
30歳代	1	0			1
40歳代	6	1	2		2
50歳代	4	1	2	1	
60歳代	10	2	3	1	3
70歳以上	7	2	0	1	2
合 計	29	6	7	3	8

令和6年 年齢別死亡災害発生状況（表4）

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、60歳代が最も多く全体の35%を占め、次いで70歳以上が24%、40歳代が21%を占めている。

60歳以上が全体の約60%を占めている。



令和6年 年齢別死亡災害発生状況 (グラフ4)

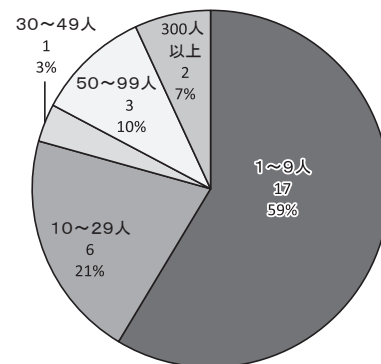
5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で83%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商 業
1～9人	17	3	6	2	4
10～29人	6	2	1		2
30～49人	1				1
50～99人	3			1	1
100～299人					
300人以上	2	1			
不明					
合 計	29	6	7	3	8

令和6年 事業場規模別死亡災害発生状況 (表5)

事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の83%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門工事業者が多いことから、7人のうち6人が事業場規模10人未満となっている。



令和6年 事業場規模別死亡災害発生状況 (グラフ5)

6 経験別の死亡災害発生状況

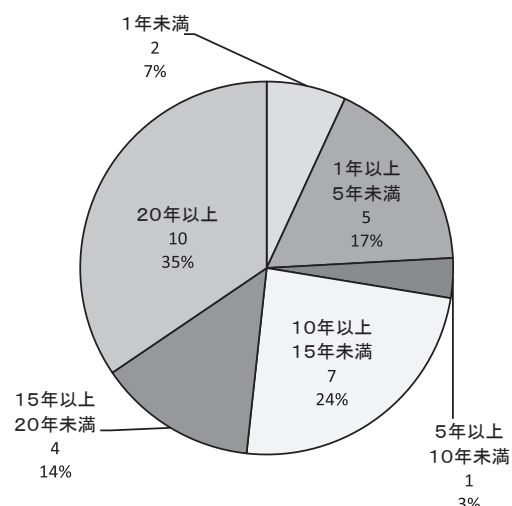
～経験年数20年以上が35%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商 業
1年未満	2		1	1	
1年以上5年未満	5	1	1		2
5年以上10年未満	1				
10年以上15年未満	7	2	2		2
15年以上20年未満	4			2	1
20年以上	10	3	3		3
不明					
合 計	29	6	7	3	8

令和6年 経験別死亡災害発生状況 (表6)

経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数20年以上で10人と最も多くを占めている。一方、経験年数5年未満の発生率は全体の24%である。

労働人口の高齢化に伴い、作業に不慣れな労働者よりも、ある程度作業に習熟した労働者、また熟練労働者が被災する割合が増加している。

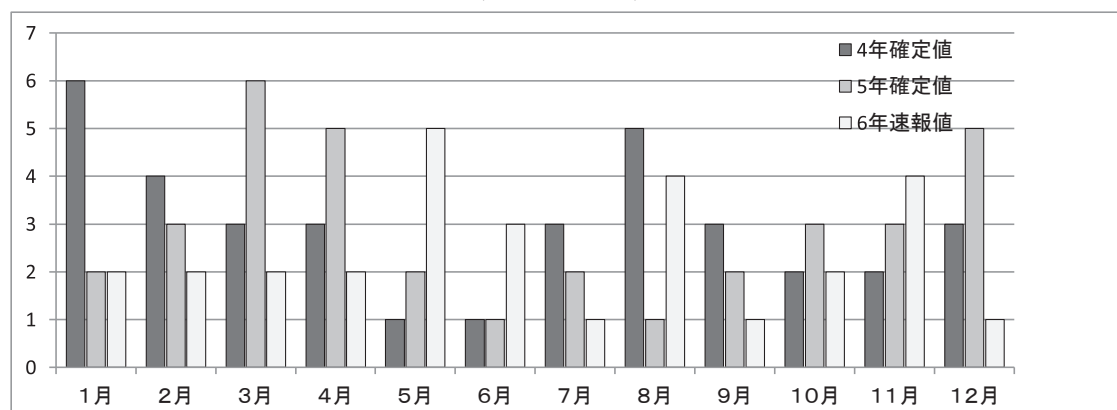


7 月別の死亡災害発生状況

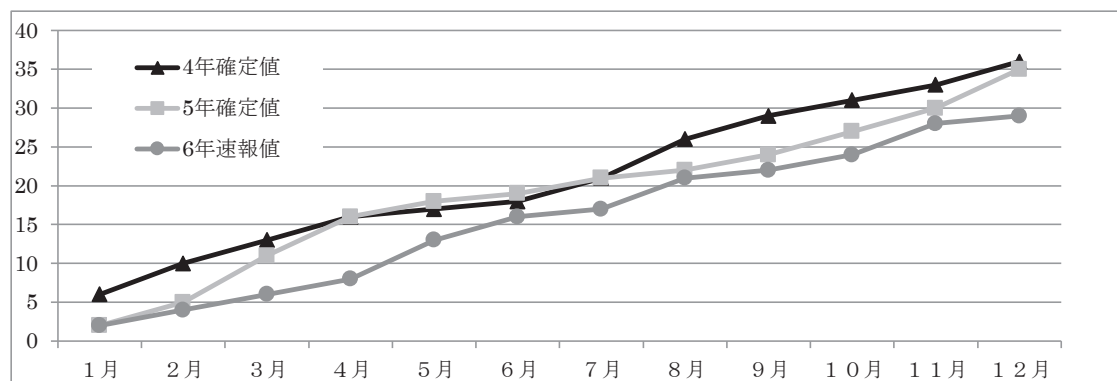
令和6年 経験別死亡災害発生状況（グラフ6）

～5月に5人、8月に4人、11月に4人と多く発生した～

（グラフ7-1）



（グラフ7-2）



まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

令和7年1月15日現在の死亡者数の速報値が29人であり、全業種目標の達成に向けて中長期的に減少傾向で推移している。一方で重点業種目標である製造業は6人、建設業は7人と、ともに目標を達成することはできなかった。

愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち®」の推進・定着を強力に推進することとしている。

化学物質管理強調月間

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われてい
ます。そのうち、人間や環境に対する危険性・有害性を有する化学物質は約32,000程度あ
ることがわかっています。厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動
を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関
する意識の高揚を図るため、令和6年度を初年度として、毎年2月を化学物質管理強調
月間とし、化学物質に関する様々な啓発活動等を行うこととしています。

スローガン **正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう**

期 間 令和7年2月1日から同月28日まで

実施要綱 **令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱(QRコード参照)**



愛知労働局では化学物質管理にあまり馴染みのない業種のみなさまを対象に、化学物
質管理を進めるためのポイントについて解説する「化学物質管理スタートセミナー」を
令和7年2月13日に開催いたします。また、化学物質等の適正なリスクアセスメントと
それに基づく自律的な管理を目指すためのリーフレットを作成しました。詳細は、愛知
労働局のホームページをご参照ください。

【愛知労働局ホームページQRコード】



日時/場所 化学物質管理にあまり馴染みのない業種のみなさまへ
R7.2.13日
午前10:00~11:30
オンライン(無料)
(要申込)

え?!
なんでウチが
化学物質管理?

**化学物質管理
スタートセミナー**

化学物質管理は製造業などの工業的な業種だけのものではありません。
一見、化学物質とは縁遠いと考えられている非工業的な業種(特に接客業)においても、
実は化学物質に起因する健康被害が多く発生しています。
また、令和5年4月の法令改正により、職場で管理すべき化学物質の種類が大幅に拡大され、
労働現場に多くの危険が潜むこととなりました。
本セミナーでは、化学物質管理に馴染みのない業種のみなさまを対象に、化学物質管理を進め
るためのポイントについて解説いたします。

右の二次元コードからお申込みください
定員 80名限定 申込期限 令和7年2月6日(木)まで
お問い合わせ 愛知労働局健康課(TEL052-972-0256)

愛知労働局 愛知 安全経営本部

把握しよう！
職場にある「モノ」の危なさ
～化学物質・粉状物質等のリスクアセスメント～

原材料 薬品、製剤、
消耗品など

様々な場面で発生する
ガス、塵、ミスト、粉じんなど

この世の中に全く無害なモノはありません。
「分からない」、「調べたことがない」がないように！
職場にあるモノはどんな「危険性」(健康・安全等の危険性や人への被害等)を持っているのかを
把握し、適切な管理を実施しましょう。

厚生労働省 愛知 安全経営本部

フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ

SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には
**氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に
従事する場所・報酬**を記載しましょう

インターネットやSNSにフリーランスの募集に関する情報を載せる際は注意してください

募集情報提供時の注意点

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、フリーランスの募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

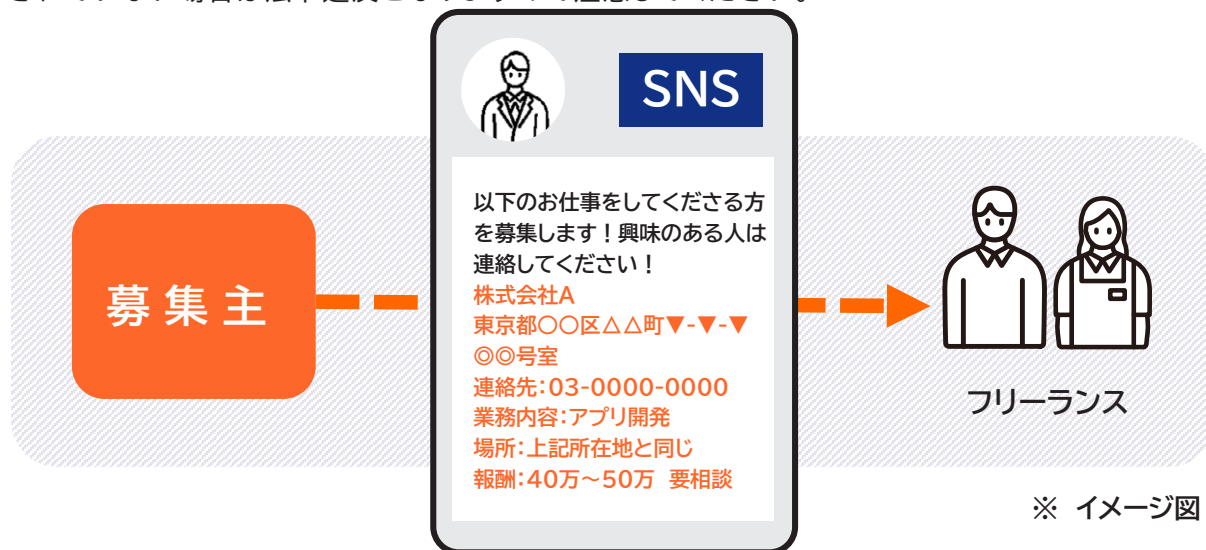
昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容
⑤業務に従事する場所 ⑥報酬 (6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



仲介事業者を利用する場合

発注事業者の皆さまは、仲介事業者(※)を通じてフリーランスの募集を行う場合には、当該仲介事業者に対し、上記①～⑥の事項が掲載されるよう依頼してください。ただし、この場合において、フリーランスから照会があった際には、仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該フリーランスに回答することとなっており、それを照会先を付して示す場合には、募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

(※)実態として発注事業者に該当しない仲介事業者

Q & A

Q1. 「住所(所在地)」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスが募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

Q2. 「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。SNSのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスに誤解を生じさせないものである必要があり、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

Q3. 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクのみでは、そもそも業務委託の募集であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

Q4. 業務の内容、業務に従事する場所及び報酬については、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条(取引条件の明示)で求められるのと同程度の粒度で記載することが求められるのでしょうか。

必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見て業務委託を受けようとするフリーランスが、募集主について誤解を生じないように、業務の内容や業務に従事する場所、報酬について記載する必要があります。

例えば、業務の内容について、具体的には成果物の内容又は役務提供の内容や成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲などが考えられますが、募集時に定まっていない場合に「知的財産権の許諾の範囲」を記載せず、成果物の内容(例: ○○のデザイン、△△のイラスト)を示す形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。また、業務に従事する場所については、複数の候補を示して「応相談」とする形、報酬については、「報酬40万～(要相談)」とする形でも、記載があれば個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。

Q5. 労働者の募集についても、6情報の記載が求められるのでしょうか。

労働者の募集を広告等により行う場合でも、6情報の記載は同じように必要です。詳細については都道府県労働局需給調整事業課室にお問い合わせください。

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません



高額報酬
即日入金
興味のある人は
DMで



高待遇
負担なくラクに
稼げる以下の
リンクより応募



圧倒的成長、上を
目指す人は連絡し
てください

お問い合わせ

都道府県労働局

雇用環境・均等部(室)



需給調整事業課室



事業主の皆さまへ

2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！

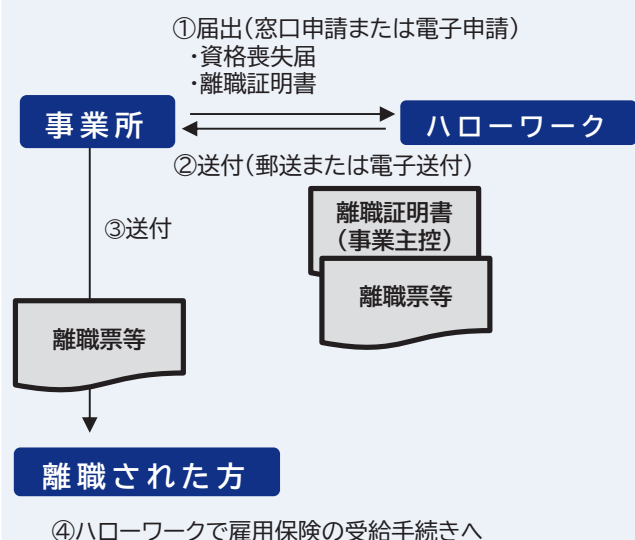
「離職票」※とは

※正式名称は「雇用保険被保険者離職票」

離職者が雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類です。現在は事業所から離職者にお送りいただいておりますが、2025年1月20日から、希望する離職者の方には、マイナポータルを通じて直接お送りするサービスを開始します。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通じてお送りします。

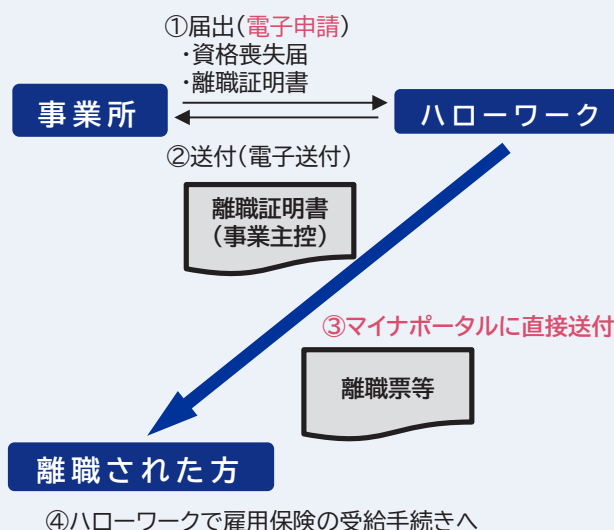
「離職票」等が送付されるまでの流れ

現在



2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。



事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります！

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

このサービスの対象となる条件

- ・ 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- ・ 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- ・ 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

事務所移転（3/1）のお知らせ

このたび当協会は、下記住所に移転することになりましたので、お知らせ申し上げます。

新事務所は各公共交通機関の便もよく、会員事業所様によりご利用いただきやすい拠点となるものと存じます。

これからも皆様のお役に立てる協会として努力して参る所存ですので、今後とも一層のご芳情を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2月28日(金)までは現住所で業務を行い、3月3日(月)より新住所にて業務を開始いたします。

※移転作業に伴い、2月28日(金)は終日、電話・FAX・メールが不通となります。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

営業開始日	2025年3月3日(月)
新住所	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階
新電話番号	052-890-4466
新FAX番号	052-890-4477

< ご案内図 >

- 名鉄名古屋本線 神宮前駅 徒歩9分
- JR東海道本線 熱田駅 徒歩4分
- 地下鉄名城線 熱田神宮西駅 徒歩6分

※ビルの1階は「名古屋熱田駅前郵便局」です

